

平成27年度
中山間地域等直接支払制度の実施状況

平成28年6月

農林水産部農山漁村づくり課

中山間地域等直接支払制度は、中山間地域等の農用地の有する公益的機能を維持・増進するため、平地農業との生産条件格差額を交付金として直接耕作者に交付し、耕作放棄の未然防止を図る施策として、平成 12 年度から取り組まれている制度です。平成 12 年度から平成 16 年度までを第 1 期対策、平成 17 年度から平成 21 年度までを第 2 期対策、平成 22 年度から平成 26 年度までを第 3 期対策として取り組みがなされ、現在は第 4 期となっております。

現在までの取組実績は、以下のとおりであり、本制度の実施によって、1,642ha の農用地の適正管理と集落の景観整備などの共同活動の促進が図られています。

○中山間地域等直接支払制度取組実績（平成 22～27 年度）

1 実施市町数

集落協定を締結するうえでの指針となる「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画」の策定の状況は、平成 28 年 3 月末時点で 17 市町となり、このうち 16 市町で交付金が交付されました。

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
制度対象市町数	20	20	20	20	20	21
促進計画策定市町数 (H26までは基本方針)	15	15	15	15	15	17
交付市町数	15	15	15	15	15	16

平成 27 年度は、新たに菰野町と伊勢市が促進計画を作成しました。このうち伊勢市は取組集落がないため、交付金を交付していません。

2 協定締結数

(1) 協定締結数

平成 27 年度の協定締結数は、213 協定でした（すべて集落協定）。なお、協定締結数が最も多いのは伊賀市の 65 協定で、次いで津市の 26 協定、大台町の 21 協定でした。

		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
締結集落協定数		209	223	229	230	230	213
内訳	体制整備単価	126	135	142	143	143	164
	基礎単価 (8割)	83	88	87	87	87	49
	加算措置	0	0	0	0	0	12
体制整備単価実施率		60%	61%	62%	62%	62%	77%
参加農家数		4,611	4,832	4,592	4,681	4,663	4,431

平成27年度の交付市町と協定締結数

市町村名	協定締結数	協定参加農家数	協定締結面積(m ²)	交付金額(円)
いなべ市	17	863	1,938,256	28,525,210
亀山市	13	200	876,955	13,664,604
菰野町	1	7	60,791	1,276,611
津市	26	397	1,726,185	36,249,885
松阪市	19	293	669,534	13,453,862
多気町	5	138	321,235	6,580,422
大台町	21	410	1,065,455	16,673,383
大紀町	13	182	632,773	11,069,731
南伊勢町	3	61	526,626	6,288,062
伊賀市	65	1,524	7,194,691	109,875,022
名張市	15	204	711,804	13,628,740
尾鷲市	1	13	177,054	1,628,896
紀北町	1	12	62,325	573,390
熊野市	7	83	264,223	3,866,660
御浜町	3	11	90,736	1,017,079
紀宝町	3	33	99,973	2,399,535
総計	213	4,431	16,418,616	266,771,092

(2) 協定の廃止及び新規締結の状況

平成21年度(第2期最終年度)の協定締結集落200協定のうち、22協定が第3期初年度である平成22年度に協定を廃止しました。一方、新規に協定を締結した集落は、平成22年度36集落、23年度14集落、24年度6集落、25年度1集落でした。主な要因として、面積が小さい複数の飛び地の団地(合計1ha以上)であっても共同取組活動を行えば採択されるなど要件が緩和されたことや、中山間地域等直接支払制度の認知度が向上したことなどが挙げられます。

第4期への移行時は、平成26年度(第3期最終年度)の協定締結集落230協定のうち、33協定が第4期初年度である平成22年度に協定を廃止する一方、新たに16協定が締結されました。

3 協定締結面積

(1) 協定締結面積

平成26年度の協定締結面積は16,418,616㎡(1,642ha)となり、3期終了時(26年度)に比べて55ha減少しました。一方で、体制整備単価への取組み率が上がり、加算措置に取り組む集落もありました。加算の取組は、すべて第4期に新設された超急傾斜農地保全管理加算でした。

		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
協定締結面積		15,588,889	16,177,917	16,669,741	16,952,149	16,972,240	16,418,616
内 訳	体制整備単価	8,895,152	9,308,147	9,827,471	10,098,395	10,119,967	13,704,514
	基礎単価	6,693,737	6,869,770	6,842,270	6,853,754	6,852,273	2,714,102
	加算措置	0	0	0	0	0	523,076
体制整備単価実施率		57%	58%	59%	59%	60%	83%

(2) 地目別の協定締結面積

平成27年度締結面積の地目別の割合は、田の急傾斜農用地がもっとも高く、64%を占めておりました。このほか、田の緩傾斜農用地が29%、畑の急傾斜農用地が6%、畑の緩傾斜地が1%でした。

(単位：ha)

		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	全体に占める割合 (27年度)
通常	田 急傾斜	621	640	670	658	670	659	
	田 緩傾斜	260	293	327	313	327	295	
	畑 急傾斜	107	107	107	107	107	83	
	畑 緩傾斜	0	1	1	1	1	0	
特 認	田 急傾斜	403	409	420	412	419	393	
	田 緩傾斜	165	165	167	173	169	209	
	畑 急傾斜	2	2	2	2	2	2	
	畑 緩傾斜	1	1	1	1	2	1	
計	田 急傾斜	1,024	1,049	1,090	1,070	1,089	1,052	64%
	田 緩傾斜	425	458	494	486	496	504	31%
	計	1,221	1,584	1,507	1,556	1,585	1,556	95%
	畑 急傾斜	109	109	109	109	109	85	5%
	畑 緩傾斜	1	2	2	2	3	1	1%
	計	110	111	111	111	112	86	5%
全体計		1,559	1,618	1,667	1,695	1,697	1,642	

4 交付金額

(1) 交付金額

平成 27 年度の協定締結集落への交付金総額は、266,771 千円となりました（一協定あたり 1,252 千円、一戸あたり 60 千円）。（単位：千円）

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
交付金額	240,479	248,015	254,844	259,733	259,789	266,771
一協定平均	1,151	1,112	1,112	1,129	1,130	1,252
一戸平均	57	55	51	55	56	60

(2) 交付金の配分状況

平成 27 年度の交付金の配分状況については、共同取組活動に 54%、143,816 千円でした。

平成 23 年度からは、条件不利地における農業者等への適切な格差是正のため、交付金の交付額の概ね 1/2 以上を個人配分に充てることが原則となりましたが、引き続き共同活動に活用される割合が高くなっています。

（単位：千円）

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
共同取組分	152,557	151,177	160,969	161,927	159,528	143,816
充当率	63%	61%	63%	62%	61%	54%
個人配分分	87,922	96,838	93,875	97,806	100,261	122,955
充当率	37%	39%	37%	38%	39%	46%

5 集落協定の活動内容

平成 27 年度の 213 協定における活動内容は下記の通りでした。

(1) 農業生産活動等として取り組む事項

鳥獣害対策としての柵等の設置が最も多く 174 協定で実施されました。

取り組み内容	実施協定数
1 耕作放棄の防止等の活動	—
① 賃借権設定・農作業の委託	54
② 既耕作放棄地の復旧	0
③ 既耕作放棄地の林地化	0
④ 既耕作放棄地の保全管理	10
⑤ 農地の法面管理	155
⑥ 鳥獣害対策としての柵等の設置	174
⑦ 限界的農地の林地化	0
⑧ 簡易な基盤整備	29
⑨ 担い手の確保	6
⑩ 地場農産物野加工・販売	2
⑪ 土地改良事業	2
⑫ 自然災害を受けている農地の復旧	0
⑬ 地目変換	0
⑭ その他	2
2 水路、農道等の管理活動	—
① 水路の管理	213
② 農道の管理	204
③ その他の施設の管理	3

(2) 多面的機能を増進する活動

多面的機能を維持する活動では、周辺隣地の下草刈り（142 協定）や、景観作物の作付け（70 協定）に多く取り組まれていました。

取り組み内容	実施協定数
1 国土保全機能を高める取組	—
① 周辺林地の下草刈	142
② 土壌流亡に配慮した営農	6
2 保健休養機能を高める取組	—
③ 棚田オーナー制度	2
④ 市民農園等の開設・運営	1
⑤ 体験民宿（グリーン・ツーリズム）	0
⑥ 景観作物の作付け	70
3 自然生態系の保全に資する取組	—
⑦ 魚類・昆虫類の保護	3
⑧ 鳥類の餌場の確保	8
⑨ 粗放的畜産	0
⑩ 堆きゅう肥の施肥	3
⑪ 拮抗作物の利用	0
⑫ 合鴨・鯉の利用	0
⑬ 輪作の徹底	0
⑭ 緑肥作物の作付け	0
⑮ その他活動	4

(3) 体制整備のための活動

230 協定中 164 協定が、下表の体制整備に取り組んでいます。集团的かつ持続可能な体制整備に取り組み、農業の継続が困難となる農地が生じた場合に、誰がどのように管理するのかを取り決めた協定が 175 で、もっとも多くなっています。

取り組み内容	実施協定数
① 機械・農作業の共同化等営農組織の育成	13
② 高付加価値型農業	5
③ 農業生産条件の強化	20
④ 担い手への農地集積	2
⑤ 担い手への農作業の委託	34
⑥ 新規就農者等による農業生産	4
⑦ 地場産農産物等の加工・販売	3
⑧ 消費・出資の呼び込み	2
⑨ 共同で支え合う集团的かつ持続的な体制整備	175
⑩ その他	1